

運輸安全マネジメント2020

はじめに

2013年末から始まった運輸安全マネジメントへの取り組みも今年で、年度通算7年度目になりました。7年目の取り込みとなり、前年度よりもいっそう内部監査確認などをすすめ、運転士の教育訓練にも力をいれていきたいと思っております。

バス業界を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、それらすべてに対応しながらも法令順守を最重要課題とし、小さな会社ながら大きな思いをもって取り組んでまいりたいと考えます。

昨年度末に発生した新型コロナウイルスの影響を受け、景気の先行きが不安な中での新年度となりました。そんな中でも安全を第一に考え、すべてのルールを厳守し、経営、行動につなげて参ります。

7年目、まだまだ駆け出しバス会社ですが、事故を起こさず、こつこつとまじめにすべてを確実にこなし、全員が一丸となり、法令順守、安全安心を第一にサービスの充実や車内の快適さを追求してゆきたいと考えます。そのために社員一丸で全員が問題意識をもち、即座に行動できる状況を作り出し、それを遂行すべく、本年度に取り組んでいきたいと考えます。

江南観光社 あいみんBUS

代表取締役社長 加藤 徳弥

① 安全管理規定

安全管理規定については、別紙「安全管理規定」の通りとする
また、それに伴い、附属する資料については以下の通りです

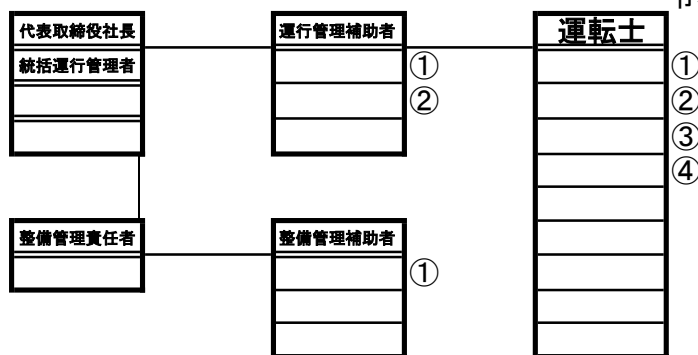
- 1、会社組織図
- 2、輸送の安全に関する情報の公開方法及び記録、保存の方法
- 3、輸送の安全に関する費用支出及び投資の計画及び実施実績
- 4、輸送の安全に関する内部監査体制及び実施実績
- 5、事故・災害が発生した場合における緊急連絡体制
- 6、輸送の安全に関する連絡体制及びその方法
- 7、輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画及び実施実績
- 8、輸送の安全に関する目標の策定及び年度ごとに目標に対する成果評価
- 9、所期の目的を達成するための必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画の策定及びその実施実績

② 組織図

組織及び配置人員、職責については以下の通りです

(有)江南観光社 あいみんBUS 組織図

令和2年4月1日現在



※ 各氏名に関しては個人情報保護の観点から削除してあります

車種による送迎案件主流になりつつある受注形態の変化に対応するべく、本年度は突発乗務可能な乗務員の人数確保が早急な課題となると想定されます。
職安などの活用も余り効果が見られない事から、今後は乗務員による紹介やバス会社OBなど即戦力者の確保に努めないといけない。

③ 輸送の安全に関する情報の公開方法及び記録、保存の

運輸安全マネジメントに基づく各種実績については内部だけでなく外部にも公開をします。

公表時期は毎事業年度経過100日後までとなっております。

毎年、3月31日までを事業年度としておりますので、当社では6月30日までの公表を予定します。

公表事項は、弊社安全管理規定17条に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報についてを原則とします。但し必要に応じて当該以外の情報も積極的に公開を致します。

公表に当たっては、基本骨子(テンプレート)を初年度に作成し、それを毎年度更新していくこととする。

そうすることにより、毎年、同じ構成物での閲覧が可能となり、年度ごとの比較、分析が容易になります。

公開の方法は、弊社ホームページを基本とし、作成物においては常時プリントアウト可能とし、印刷物としても提供、保管できるものとする。(公開は個人情報保護法などを考慮した範囲内で行います)

また、印刷物1部を運行管理保管として常時閲覧可能な状態にしておきます。

記録に関しては、適宜行うものとし、PCにおいてデータ保管する。また、必要、然るべき監督省庁等からの指示要請があった場合は速やかに提出及び現状の閲覧が可能な状況で保管します。

保存については各種運行管理書類と同様の扱いとし、保存期間を3年と定めます。

④ 輸送の安全に関する費用支出及び投資の計画及び実施実

これにつきましては、「輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画」に沿って計画的に予定されるものです。毎年度の計画を滞りなく実施するために、適切かつ有効な手段、物品について検討をし、計画をしていきます。尚、計画についてはあくまでも予定であり、実際に行う事案について、その場において最適と思われる支出及び投資方法が発生した場合はこの限りではなく、その場合は実施実績において変更内容とともに公表をします。

2019年度(2019年4月～2020年3月)までの計画は以下の通りです

単位:千円

項目	予算額	備考	実績額
車輛・運行管理支援設備費	100	アルコールチェッカーの再選定など適正機器を調査、導入	50
乗務員対象 教育・研修費	100	外部指導員招聘によるセミナー参加 等	50
管理者対象 教育・研修費	100	協会主催会議参加、外部セミナー参加 運行管理者セミナー等	30
法定管理費用	100	初任診断・健康診断、二次カウンセリング費用 等	100
車両整備・整備管理費	30	外部講師による整備講習開催や特別整備費用 等	50
その他	100	交通安全運動啓発掲示物等購入・インフルエンザワクチン接種 等	50
予算額合計	530	(事業用車両購入や人件費に関わるものは含まれません)	330

⑤ 輸送の安全に関する内部監査体制及び実施実績

輸送の安全に関する内部監査を毎年9月に実施するものとします

これは、運輸安全マネジメントに基づいて適正に事業運営がなされているかを確認するものであり、自助努力により、未然防止及び再発防止に努めるためのものであります。

但し、重大事故や緊急事案が発生した場合はこの限りではなく特別内部監査を速やかに行うものとします。

尚、会社構成人員が少数の為、内部監査に関しては、経営者に対し、運転士及び内勤者より各1名が代表して監査を行うものとします。

監査趣旨、内容に関しては以下の通り…

1. (定期)内部監査

(1)監査目的

運輸安全マネジメント体制の確認

(2)被監査部門

イ 有限会社江南観光社あいみんBUS 経営最高責任者及び安全統括管理者並びに経営管理全般

ロ 本社営業所

ハ 本社車庫及び付随施設

(3)監査項目

イ 安全に関する指導・教育方法の確認

ロ 各種帳票類の状況の確認

ハ 本年度計画についての進捗の確認

ニ その他

(4)実施内容

イ 従業員に対して適切な指導・教育がなされているかの確認

ロ 経営トップが積極的に参加しているか、また圧がないか等のヒアリングによる確認

ハ 必要書類の保存・整理・記録が適正でかつ管理・保管が正しくなされているかの確認

(5)監査結果

表にしてこれを公表します(施行以降年度で実施)

(6)特別監査及びフォローアップ監査

特別監査についてはその目的、項目、内容、結果を別表にて公表します。また、定期監査及び特別監査で指摘事項が発覚された場合は継続してフォローアップ監査による状況追跡、改善確認を行うものとし、これについても表により公表します。

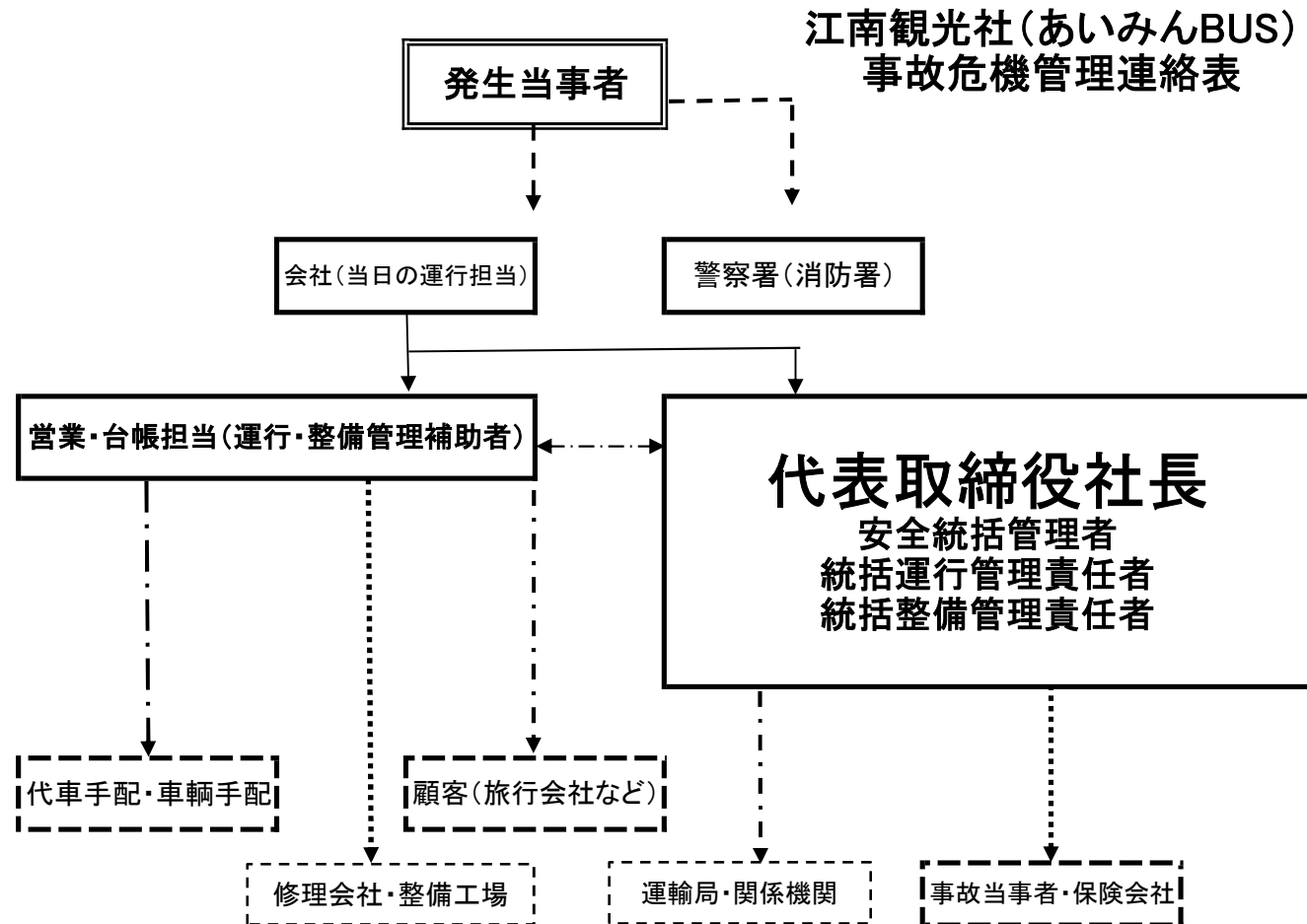
(2020)年度通常内部監査結果表

日 時	2020 年 9 月 20 日
場 所	江南観光社あいみんBUS布袋車庫
監査実施者名	加藤徳弥、加藤明日香、中村一男、廣瀬京子

監査項目		監査結果(指摘事項)	再監査の必要の有無
イ	安全に関する指導・教育方法の確認	問題なし	
ロ	各種帳票類の状況の確認	問題なし	
ハ	本年度計画についての進捗の確認	問題なし	
ニ	その他	なし	
～ 総括 ～			
<p>コロナ禍の今、業務が激減しております。この時にバスの整備に尽力したいと全員の意思を一丸としました。</p>			

⑥ 事故・災害が発生した場合における緊急連絡体制

2015年度における 運輸安全マネジメントに基づく連絡体制及びその方法は下の通り



↑※ 自動車事故報告規則に定める自己、災害があった場合は規定により報告又は届出が必要

⑦ 輸送の安全に関する連絡体制及びその方法

輸送の安全に関する情報を連絡する方法は基本は月に一度、全員参加による定例ミーティング(MTG)とする。
但し、緊急性を要するもの、必要な場合はその限りではない。

毎月1度を目標に、
経営者・運転士・管理者全
員が集まれる日を設定しま
す

指導監督の立場にある運行部運行課課長がスケジュール調整・資料作成・外部手配などを行い滞りなく進行するものとする

当日、やむを得ない事情により参加できない社員に対しては、議事録もしくは資料を作成し、後日手渡し、その際に内容を口頭伝達を行いフォローをする

MTGの記録については、記録表を作成し、実施日時を記録していくものとします

⑧ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画及び実施実績

全社員に対して運輸安全マネジメントの周知徹底を図るために、以下のように教育及び研修を行います
また、運転士対象の乗務教育については現行通り、年間スケジュールに沿って継続指導しますが、対象を全社員とし、かつ、安マネMTG時に同時開催とし、全員が実車内容の把握、操作性、安全性を理解する内容とします

1: 運動行事、キャンペーンに即した教育

- ・ 全国交通安全運動・・・春及び秋・・・社掲示及び車両掲示、ワッペンなどの着用
- ・ 全国火災予防運動・・・春及び秋・・・社による掲示及び資料配布
- ・ 全国安全週間・・・社による掲示及び資料配布
- ・ 車内事故防止キャンペーン・・・社による掲示及び資料配布
- ・ 飲酒運転防止週間・・・社による掲示及び資料配布
- ・ 年末年始の輸送等に関する安全総点検・・・社による掲示及び資料配布

2: 会社主導による指導、教育

- ・ 新入社員研修・・・指導による座学及び実車による運転操作及び接客接遇、法令、規則などの習得
- ・ 安全運転総合研修・・・3年に1度NASVAIによる適性診断受診とそのフォロー面接によるヒアリング、指導
- ・ 個別重点研修(事故)・・・事故を惹起したもののうち過失割合が大きく必要と認めものについてNASVAIにて特別診断を受診させその結果に基づいて面接によりヒアリング、指導を行う
- ・ 個別指導(事故)・・・事故を惹起したもののうち重点研修を必要としないものであっても再発防止の観点から個別に面接によりヒアリング、指導を行う
- ・ 冬季装備品講習・・・チェーンなど冬季装備品についての全員での確認と着装確認の研修、必要に応じて実地研修
- ・ 添乗・梯団教育・・・試用期間者や事故惹起者もしくは必要と認めたものに対し車内外からの指導、教育を行う
- ・ 路視・・・新規開業道路や危険予想道路などに対し、実際に車両を持ち込み調査の上、情報を共有し、指導、教育を行う
- ・ 適齢診断等の受講・・・年齢に応じた診断を行うことにより、運転意識の向上と自覚、安全意識の再構築を図る

3: 外部による指導、教育

- ・ 健康講習・・・医師またはカウンセラーを招き、面談・指導をしていただく
- ・ 安全講習・・・警察またはそれに類する職種の方を招き、安全に関するテーマに沿って講義をしていただく
- ・ 救護安全講習・・・AED使用など緊急時の救護安全に関する講習を外部講師に依頼し体験する
- ・ 整備講習・・・整備士を講師として招き、より一層の車両知識について講義をしていただく

4: 訓練及び対応教育

- ・ 非常時訓練・・・災害発生時での乗務員の対応、誘導訓練、発煙筒などの使用訓練、事故対応シュミレーション
- ・ 接客対応教育・・・様々な場面に即した対応についてのシュミレーション、訓練
- ・ バスジャック訓練・・・バスジャックに遭遇した場合の対応と対策の訓練

5:その他

- ・ 経営トップの職場巡視及び運行前点検の実地立会
- ・ 経営トップの従業員との職場懇談会の実施

⑨ 輸送の安全に関する目標の策定及び年度ごとに目標に対する成果評価

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

「基本方針」

1、経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる

2、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(PDCA)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する

～安全に関する基本理念～

<安全は全てに優先する>

我々は、御客様(ゲスト)を法令順守の下、「安全」に、かつ「安心」「快適」に輸送する(おもてなしをする)ことが最大の使命です

<安全方針>

1. 観光送迎問わず輸送サービスを提供するすべての場面においてお客様の安全を最優先します
2. 安全に関する各種法令・社内規則を順守します
3. 重大事故、飲酒運転、無免許運転、整備不良運転を撲滅します
4. 輸送の安全に関する費用および投資を積極的かつ効率的に行います
5. 輸送の安全に関する内部監査を行い、積極的な予防、問題点の抽出、改善を行います
6. 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修・管理・コミュニケーションの強化に努めます
7. 輸送御安全に関する情報の連絡体制を確立し、よりスピーディかつ確実に必要な情報の共有に努めます
8. 旅行会社、輸送申込責任者様に輸送の安全に関する法令、当社のポリシー、施策を理解いただき、相互が密接に協力し輸送の安全と更なる向上に努めます
9. 他社がやらないことであっても、安全向上に寄与するものであれば、率先して行動をし、安全こそが最大の差別化であるという認識のもと常に向上心を持って務める
10. 安全に関するアクションに「恥ずかしい」「当たり前」「必要ない」は無く、その一挙手一投足は常に後ろから見ているお客様への安心へのパフォーマンスと認識し、おもてなしの姿勢・心で行動をする

2. 2020年度の重点目標

～「遵守」こそが最大の「責務」～

- ① 全ては「基本」を「遵守する」ことから始まる
- ② 規則、法令は「基本」の根幹。基本無くして応用なし
- ③ 「自論」より「基本」。会社は個人プレーで行動をする場所ではない
- ④ 「昔」を語るより「今」の流れを掴み、お客様に必要とされる行動を常に考える
- ⑤ 一つ一つを確実に丁寧に、心を込めて「基本に忠実に」「正しく」行う
- ⑥ 健康管理、休息も仕事へつながる大事な責務。メリハリ持ち業務時は集中する

3. 基本の方針及び目標に対する達成状況

2020年度に設定しました目標などに対する達成状況は以下の通りです

基本目標事案	達成状況		
	2018年度	2019年度	2020年度
1 飲酒運転、無免許運転、整備不良運転撲滅	0	0	0
2 死亡事故・重大事故ゼロ	0	0	0
3 交通事故件数の減少	0	0	0
年度目標事案	2018年度	2019年度	2020年度
1 車内事故撲滅	0	0	0
2 指摘・クレーム事案の減少	3	3	2
3 ヒヤリ・ハット事案の減少	5	5	4

⑩ 目的を達成するための必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画の策定及びその実施実績

経営トップ以外においても社員全員が同一目標を同じ方向を向いて達成するために、人材を選定し、教育及び研修を行い、リーダーシップを持って目標達成の為に行動を促すものであります。

当社では、運行管理補助者(運行課長)を選任し、計画を策定し、それに基づいて育成を行います

2020年度の教育研修の計画

- 1、 愛知県バス協会の会議、研修への参加
- 2、 消防・警察等機関主催の防災、交通安全に関するセミナーへの参加
- 3、 運輸安全マネジメントに関する外部機関からの情報収集及びセミナー参加
- 4、 同業他社への訪問～情報交換と意見交換、現状確認
- 5、 接客・接客マナーなどの講習会参加等
- 6、 健康、健康管理に関する講習会参加及びカウンセリング受講